

秋田米「サキホコレ」販路開拓・マーケティング業務委託 企画提案競技審査会実施要領

(目的)

第1条 秋田米「サキホコレ」販路開拓・マーケティング業務委託の企画提案競技審査会（以下「審査会」という。）の実施については、この要領の定めるところによる。

(組織及び運営)

- 第2条 審査会は、農林水産部長が委嘱する審査員3名をもって組織する。
- 2 審査会に審査員長を置き、審査員である農林水産部水田総合利用課長をもって充てる。
 - 3 審査員長は、審査会を総括し、審査会を代表する。
 - 4 審査会の事務局は、農林水産部水田総合利用課秋田米ブランド推進チームに置く。

(会議)

- 第3条 審査会の会議は、審査員長が招集し、審査員長がその議長となる。
- 2 審査員長に事故があるときは、あらかじめ審査員長の指名する審査員がその職務を代行する。
 - 3 審査会は、審査員の2分の1以上の出席をもって開催する。
 - 4 審査会の会議は、非公開とする。

(審査方法)

- 第4条 企画提案競技の参加者から提出された企画提案書等について、別記審査基準に基づき審査を実施し、その総得点が次条に定める基準点に達した者のうち、最高得点者を委託候補者とする。
- 2 最高得点者が複数となった場合は、配点の高いⅡ、Ⅲ、Ⅳの合計点で選定する。なお、それでも同点の場合は、審査員の協議により決定する。

(基準点)

第5条 基準点は、総得点満点の6割とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月13日から施行する。

別記審査基準

- 1 審査項目及び係数は、表1のとおりとする。
- 2 表1の各審査項目について、表2により評点を付ける。
- 3 2の評点に表1の係数を掛け合わせて各審査項目の得点を算出し、これを合計して各審査員の得点とする。
- 4 3の各審査員の得点を参加者ごとに集計し、参加者の総得点とする。
- 5 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関しては、該当項目に応じて加点する。
共同企業体については、構成する企業ごとの配点を合計し、構成企業の総数で除した点数を加点する。

表1 審査項目及び係数

審査項目		係数
I	業務を実施する上での全体的なコンセプト、考え方等	3
	○ サキホコレの位置づけ、業務の趣旨等を理解した提案となっているか。	
II	バイヤー等の産地交流	4
	○ サキホコレの産地のストーリー性をPRできる企画となっているか。 ○ 企画実施後にサキホコレの定番化が期待できる招請となっているか。	
III	トップセールスの実施	4
	○ トップセールスの対象として成果が見込める先の提案となっているか。 ○ 企画実施後もサキホコレが定番化される仕組みはあるか。	
V	PR資材の製作	1
	○ 指定された規格のPR資材を確実に作成できるか	
VI	独自の企画提案	2
	○ サキホコレの魅力発信や秋田米全体のイメージアップにつながる独自の提案がされているか。	
VI	実施スケジュール及び実施体制	3
	○ 実施スケジュールは、計画的で無理のないものであるか。	
	○ 担当者が適切に配置され、業務を確実に履行できる体制が整っていると認められるか。 ○ 類似業務における過去の実績は十分か。	
VII	事業費の妥当性	1
	○ 事業費が適切に積算され、提案内容とも一致しているか。	
VIII	賃金水準の向上	1
	○ 表3（賃金水準の向上）を参照。	
IX	女性の活躍推進	1
	○ 表4（女性の活躍推進）を参照。	

表2 評点

評点	5	4	3	2	1
評価	非常に優れている	優れている	標準 (要求を最低限満たしている)	劣っている	非常に劣っている

【各審査員の得点の計算方法】

評点×係数＝各審査項目の得点

各審査項目の得点の合計＝各審査委員の得点(100点満点)

表3 (賃金水準の向上)

評価項目	設定区分		配点	
	大区分	小区分		
賃金水準の向上	給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上	3	最大 5
		2.00%以上	4	
		3.00%以上	5	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5	

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

表4 (女性の活躍推進)

評価項目	設定区分		配点			
	大区分	小区分				
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以上の企業	女活法 ※3	各 0.25	最大 0.5	
			次世代法 ※3			
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※2			1	最大 3	
		法令に基づく認定	女活法 ※3	えるぼし		1.5
				プラチナえるぼし		2
		次世代法 ※3		くるみん		1.5
				プラチナくるみん		2
		若者雇用促進法 ※3		ユースエール		0.5
	秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各 0.5	最大 1	
		子ども・子育て支援知事表彰				
男女共同参画社会づくり表彰						

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、県が認定する制度で、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
 次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
 若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）